

令和2年5月27日

徳島大学学生の皆様

理事・副学長（教育担当）
河村保彦

学生生活及び課外活動について（5/27更新）

標記のことについて、令和2年5月15日に発出しました通知の内容を見直し、下記のとおり更新しますので、学生の皆様においては、引き続き、本学学生としての責任を自覚し、節度ある行動をとっていただきますようお願いいたします。

なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

※下記のうち下線部分は、令和2年5月15日付け通知からの変更箇所

記

1. 対象期間

当面の間

2. 生活上の注意

(1) 感染予防

5月31日（日）までの間は、やむを得ず徳島以外の都道府県への移動する場合は、不要不急の外出を避けるとともに、3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に回避し、検温等による健康管理に努めてください。

(2) 県外への移動

徳島県からは、引き続き都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛要請の方針が示されています。

全ての学生（新入生及び在学生）について、5月31日（日）までの間に、やむを得ず徳島以外の都道府県へ移動する場合は、必ず各学部学務担当係へ連絡してください。

6月1日以降は、やむを得ず特定警戒都道府県であった地域（※）へ移動する場合は、必ず各学部学務担当係へ連絡してください。また、再び緊急事態宣言が発令された場合、やむを得ず当該地域へ移動する場合は、各学部学務係へ連絡するとともに、体調確認のための期間として再び徳島県内に戻って以降14日間の自宅待機とします。

※特定警戒都道府県であった地域：北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川の5都道府県

(3) 3つの密（密閉・密集・密着）を回避できない、また、マスクを着用しないよう指導される等、感染予防上、問題があると考えられるアルバイトは自粛してください。

※ 学生後援会に、学生の経済的支援を目的とする「学生金庫」の制度があります。無利息で10万円（上限）の貸し付けを受けることができる制度です。

詳しくは、各学部学務担当係か徳島大学学生後援会にお問い合わせください。

(4) 飲食を伴う会合

店舗や自宅の別を問わず、新入生歓迎会や複数人による飲み会など、飲食を伴う会合への参加は、当面の間、自粛してください。

(5) 海外渡航

私事渡航は自粛してください。また、海外から帰国した場合は、14日間の自宅待機のうえ、体調確認を行っていただくこととなります。

3. 課外活動上の注意

(1) 課外活動

6月1日以降は次のとおりとします。

・屋内施設での課外活動について

必ず感染対策（密集対策，密着対策，手洗い、うがい、マスク着用など）を講じ、参加者の体調管理に十分注意を払った上で、必要最小限の人数に分割した上での活動は可能としますが、発熱等の症状のある者は活動に参加しないでください。

音楽系サークルなどで集団での活動が必要な場合は、人と人との間に十分な距離をとり、定期的な換気を行い、活動中の私語を禁止するなど3密対策を講じた上で活動してください。

・屋外施設での課外活動について

必ず感染対策（密集対策，密着対策，手洗い、うがい、マスク着用など）を講じ、参加者の体調管理に十分注意を払った上での活動は可能としますが、発熱等の症状のある者は活動に参加しないでください。

なお、部室やシャワールームは使用できませんので、ご注意ください。

(2) イベント等

①学生団体等が主催するイベント（公式・非公式の別は問わない。）

5月31日（日）までの間は、学生団体等が主催するイベント（試合，大会，演奏会，ライブ，合宿，遠征，学内に学外者を招いての活動（練習試合等）等）は中止してください。

6月1日（月）からは、小規模のイベント（※）については開催を可能とします。

②他機関主催の大会やイベント

5月31日（日）までの間は、他機関主催の大会やイベントへの参加は自粛してください。

6月1日（月）からは、小規模のイベントについては、必要な感染対策を講じた上での参加は可能とします。

やむを得ずイベントを主催，参加する際には，必ず【行事・集会届】に必要事項を記入の上，イベントの1週間前までに学生支援課へ提出してください。

※小規模のイベント等：屋内最大100人かつ収容定員50%以内，屋外最大200人かつ人と人との十分な距離を確保したもの。

(3) 新入生勧誘活動及び歓迎イベント等

屋内・屋外を問わず，各学生団体等主催のこれらの活動は，禁止します。なお，屋

